

整備システム保守契約書 見本

(総則)

第1条 保守委託者（以下「甲」という。）及び受託者（以下「乙」という。）は『整備システム保守契約』に関して、この契約書の定めるところに従い、これを履行しなければならない。

(契約期間)

第2条 本契約の期間は平成〇〇年〇〇月〇〇日から平成〇〇年〇〇月〇〇日までとする。
本契約は原則1年間とする、但し 6ヶ月、1ヶ月も可能とする。

(業務)

第3条 乙は、甲に対して、以下の範囲において保守メンテナンス業務を行う。
乙は必要に応じてインターネットを介してバージョンアップを行うこと。

- 1 乙が開発した「整備さん」の保守
- 2 整備発行書類の変更等による保守
- 3 整備法令等による変更
- 4 整備さんソフトの取り扱い指導

(保守料)

第4条 甲は乙に対する報酬として、乙に以下に示す保守メンテナンス料を支払う。

1. 保守料 1ヶ月 金5,000円（消費税別途）
保守メンテナンスは乙が作成した整備ソフトに関わるもの
2. 追加料金
別途特別な作業を伴った場合、甲乙別途協議して決定する。
業務の実施にかかる交通費は原則として甲の負担とする。

(保守料金の支払い)

第5条 乙は契約期間に対して請求書を発行する。
甲は、保守料金として契約期間（年間又は半年又は月間）前払いとし、乙の指定した口座に振込にて支払う。
乙はユーザーキーファイルを甲に送付する。

(秘密の保持)

第6条 乙は、保守メンテナンス業務中に知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(権利義務の譲渡の禁止)

第7条 甲及び乙は、この契約によって生じる権利または義務を、第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、あらかじめ書面により双方の承諾を得たときはこの限りではない。

(契約の解除)

第8条 乙は、以下の項目に該当すると判断した場合、契約を解除できる。

1. 保守料金が払われない場合
 2. その他、乙の業務の遂行が不可能となった場合
- その際、甲は乙に対して月割り計算で返金を請求する事が出来る。

(契約外の事項)

第9条 前各条に定めるほかは、民法その他関係法令の定めるところによるものとし、なお疑義あるときは、甲乙協議して定めるものとする。

上記契約を締結するため、本契約書2通を作成し、甲乙が記名捺印の上、甲乙各1通保有する。

平成 00 年 00 月 00 日

甲 住 所

氏 名

乙 住 所 愛知県丹羽郡扶桑町南山名字安戸 47

氏 名 有限会社 サン・ソフト・サービス
代表取締役 三品 隆 成